

議第15号

三島市外3組合公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及

び三島市外3組合公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法第292条において準用する同法第252条の7第2項の規定により、平成28年4月1日から三島市外3組合公平委員会に富士山南東消防組合を加えるとともに、三島市外3組合公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士

三島市外 3 組合公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約案

三島市外 3 組合公平委員会共同設置規約（平成27年 3 月19日静岡県知事届出）

の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

三島市外 4 組合公平委員会共同設置規約

第 1 条中「及び三島函南広域行政組合」を「、三島函南広域行政組合及び富士山南東消防組合」に改める。

第 2 条中「三島市外 3 組合公平委員会」を「三島市外 4 組合公平委員会」に改める。

附 則

この規約は、平成28年 4 月 1 日から施行する。